

# 収用手続きについての留意事項

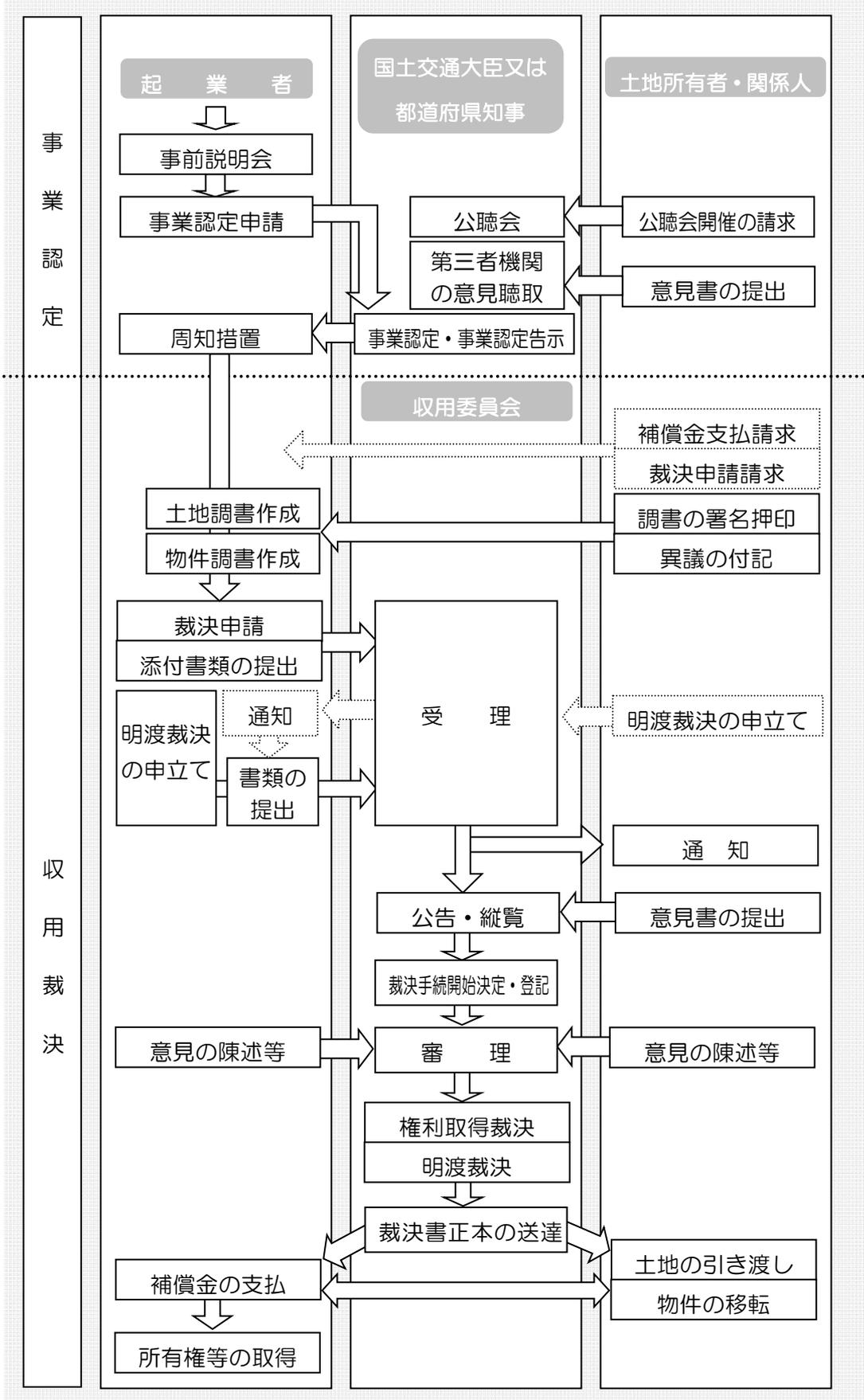
令和 2 年 2 月  
青森県収用委員会事務局

## 収用手続についての留意事項

### 目 次

1	収用手続全体のながれ	2
2	裁決申請・明渡裁決の申立て	3
(1)	裁決申請書	3
(2)	裁決申請書の添付資料	3
(3)	明渡裁決申立書	8
(4)	明渡裁決申立書類	8
(5)	参考資料	9
(6)	その他	10
(7)	Q&A	11
3	裁決手続開始の決定	14
(1)	前提登記	14
(2)	囑託登記	14
(3)	登記の抹消	14
(4)	登録免許税	14
4	審理及び調査	15
(1)	現地調査	15
(2)	審理	15
(3)	その他	15
5	意見書等	17
6	裁決等	18
(1)	審査請求及び訴訟	18
7	資料	19

1 収用手续全体のながれ



## 2 裁決申請・明渡裁決の申立て

土地収用法（昭和26年法律219号 以下「法」という。）、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号 以下「施行令」という。）、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号 以下「施行規則」という。）及び土地収用法第88条の2の細目等を定める政令（平成14年政令第248号 以下「細目政令」という。）などの規定を十分に確認の上、作成してください。

また、申請後の補正などを少なくし、裁決手続を円滑に進めるために、申請書案を事前に事務局に提出し、事前審査を受けていただくことをお願いしております。お手数ですが、裁決申請の1か月前を目途に申請書案などを事務局に提出してください。

### (1) 裁決申請書（法第40条）

様式・・・施行規則第16条 別記様式第10

### (2) 裁決申請書の添付書類（法第40条第1項）

添付書類・・・施行規則第17条

#### ① 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面（法第40条第1項第1号）

##### -留意事項-

- 申請に係る事業が、事業認定の告示を受けた事業と著しく異なる場合は、却下裁決の要件となります。
- 起業地の範囲が増加した場合（その部分について土地収用等の必要がないときは除く）は、その部分について事業の認定を新たに受ける必要があります。

##### -よくある間違い-

- 事業認定の事業計画をそのまま使用している。  
例：事業の認定を申請する事業は、・・・（正：裁決を申請する事業は）  
例：移転戸数等が更新されていない。
- 事業認定の告示を受けた事業名と異なる。

## ② 市町村別に作成する記載事項（法第40条第1項第2号）

法に定める記載事項を満たしていれば、任意の様式で構いません。

### -留意事項-

#### イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

○境界争いなどがある土地の場合は、「別添実測平面図イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結ぶ直線で囲まれた線内区域」など記載し、図面を添付し、争いがある範囲などを明確にしてください。

○未登記の権利など（使用貸借権等）の有無を十分確認し、権利などがある場合は、権利割合が「0%」でも、権利の内容を記載してください。また、未登記の権利が全筆に及ばない場合は、前記と同様の方法により、範囲を明確にしてください。

○まだ収用していないので、「収用する土地」ではなく、「収用しようとする土地」としてください。

○収用のみの場合、「収用し、又は使用しようとする土地」ではなく、「収用しようとする土地」としてください。

#### ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

○原則全筆測量を行ってください（残地補償、残地収用等のため）。

○原則一団の土地について、調査してください。（同上）

※広大地などは別途相談してください。

#### ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

○期間の記載は下記を参考にしてください。

例：土地明渡しの日から○か月間、土地の明渡しの日から○○施設存続期間中

#### ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

○登記事項証明書上の名義人と真実の土地所有者が異なる場合は、真実の土地所有者を記載してください。その場合は、真実の土地所有者を認定した理由書などを添付してください。

○氏名及び住所は、特段の理由がない限り住民票と符号させてください。

例：一丁目≠1丁目、3番地≠3番、高≠高（外字）

#### ホ 土地又は土地に関する所有権権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

○「見積」には権利ごとの見積の総額を、「内訳」には補償項目（権利に対する補償、残地補償、土地雑費（代替地の選定に要する費用）など）ごとの見積を記載してください。

○見積は、事業の認定の告示の時（法第31条に基づく手続を保留した場合には手続開始の告示の時、都市計画事業にあつては事業認可又は承認の告示の時）における相当な価格としてください。

○見積及びその内訳の欄外に「ただし、上記金額に法定修正率を乗じた額」などと記載してください。

○1円未満の端数が生じるときは端数処理に関する根拠を記載してください。

例：「土地収用法第88条の2の細目等を定める政令第26条」、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」

○関係人がいない場合は、記載欄を省略せず、「なし」としてください。

#### へ 権利を取得し、又は消滅させる時期

○権利を取得する時期、土地の明渡し期限は、工事工程、被収用者の移転準備及び起業者の補償金支払期間などを考慮してください。また、多数共有地の場合は、当事務局による裁決書送達に要する期間を十分に考慮してください（数百名の共有地の場合、印刷・送達で1か月以上要することもあります）。

○裁決手続等が長引く可能性もあるので、「〇年〇月〇日」ではなく、「権利取得裁決後〇か月」等の記載方法が望ましいです。

### ③ 土地調書（法第40条第1項第3号）

記載事項・・・法第37条

様式・・・施行規則第14条 別記様式第8

#### -留意事項-

##### イ 記載事項

○土地調書と物件調書（後述）は、署名押印前に内容確認をさせてください。

○共有地の場合でも原則として、一通で作成してください。ただし、土地所有者が多数に上るなどの事情がある場合には別途相談してください。

一 土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積

### **三 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容**

○前記②と記載事項が相違しないようにしてください。ただし、土地調書等作成後、市町村の区域内に町又は区域若しくは名称の変更や土地の表示の変更などがあった場合等には、変更の事実を証明する書類を添付してください。

### **四 調書を作成した年月日**

### **五 その他必要な事項**

○その他必要な事項は、施行規則第14条 別記様式第8のとおりとしてください。

○法36条の2（土地調書及び物件調書の作成手続の特例）の規定、法37条の2（測量等が著しく困難な場合の土地調書及び物件調書の作成）の規定により作成するときはその旨の付記をしてください。

○添付すべき実測平面図は、収用しようとする部分は薄い赤色（使用しようとする場合は濃い赤）で着色してください（施行規則別記様式8備考5）。

### **ロ 起業者の署名押印**

○受任者（例：〇〇工事事務所長）又は代理人が署名押印するときには、組織に関する規則、規程又は委任状等を調書に添付し、作成権限の根拠を明らかにしてください。

### **ハ 土地所有者の署名押印**

○署名押印を行うには、民法上の行為能力を有することが必要なので、土地所有者が未成年の場合、法定代理人の同意なしにする土地調書等への署名押印は、瑕疵がある行為となり得ます。

### **ニ 市町村長又は市町村職員の立会い、署名押印**

○土地所有者が押印しなかった場合、市町村職員による立会い、署名押印を行います。職員立会の理由などについては、次を参考としてください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・署名押印を拒んだ者</li> <li>・署名押印を求めたにもかかわらず相当な期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者</li> <li>・署名押印をすることができない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・・・口頭又は文書等で正式に拒否の意思表示をしている者。</li> <li>・・・立会日を指定したのに来ない者。 （「その責に帰すべき事由」とは、署名押印しようとするにはできなくともかかわらず署名押印しないこと） ※「その責に帰すべき事由によりこれをしない者」なのかどうか確認する必要があります。</li> <li>・・・意思能力を欠く者で法定代理人がない者、氏名・住所が不明の者又は住所が不明の者</li> </ul>
<p>○市町村職員による立会・署名の理由は、「署名押印をすることができないため」ではなく「〇〇であり、かつ、代理人もおらず署名押印をすることができないため」など具体的に記載してください。</p> <p>○起業者が市町村である場合、市町村長本人、当該事業の意思決定に参加する重要な職員などは、立会人とはなれないため、当該事業実施部局以外に所属する職員を立会人に選任する必要があります。</p>	

**④ 過失がなくて知ることができないもの（法第40条第2項）**

行方不明者等起業者が過失がなくて知ることができないものがある場合、施行規則第17条第2号イの規定により、起業者に過失がないことを証明する書類を添付する必要があります。

審理を開始した後になって、起業者の調査に過失があったことが判明した場合には、これに基づく裁決申請は却下となる可能性があります。

行方不明者等の調査については、「不明裁決申請に係る権利者調査のガイドライン」を参考にしてください。

**一起業者の調査例**

登記事項証明書の調査、登記名義人への照会、戸籍簿・住民票の調査、固定資産台帳等各種公的資料の調査、など

**－権利者の記載例－**

- 権利者の氏名も住所も不明で・・・土地所有者不明  
あるとき
- 権利者の氏名は確知している・・・住所不明（又は所在不明）  
が住所が不明であるとき
- 権利の帰属をめぐる争いが・・・土地所有者不明（ただし、A又はB）  
あるとき
- 相続が発生し、遺産分割を巡る争いがあるとき・・・相続持分不明  
（法定相続人の全員又は一部の者）
- 権利の存否をめぐる争いが・・・〇〇権の存否不明（Bが存在を主張し、土地所有者Aとの間で存否に争いがある）

**⑤ 積算の基礎を明らかにするもの（施行規則第17条第3号）**

積算の基礎を明らかにする書類は必ず添付し、起業者の補償基準等の積算の基礎となる根拠を記載してください（土地価格、権利割合等の見積の積算）。

**(3) 明渡裁決申立書（法第47条の3）**

様式・・・施行規則第17条の7 別記様式第10の3

**(4) 明渡裁決申立書類（法第47条の3第1項）**

下記留意事項等の他に前記（2）裁決申請書の添付資料に記載してある留意事項等も参考としてください。

**① 市町村別に掲げる事項を記載した書類（法第47条の3第1項第1号）**

**－留意事項－**

**イ 土地の所在、地番及び地目**

**ロ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）**

○残地のみ存する物件であっても原則調査を行ってください。

**ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所**

**ニ 第40条第1項第二号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳**

**ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限**

**② 物件調書（法第47条の3第1項第2号）**

記載事項・・・法第37条

様式・・・施行規則第15条 別記様式第9

**－留意事項－**

○物件調書について、物件がない土地についても作成してください。

○物件調書について、損失の補償がない物件（トンネルによる使用において、地上の物件に損失を与えない場合など）や裁決前に移転する予定の物件などについても記載してください。

○物件調書は、土地所有者ごとに作成してください。

**一 物件がある土地の所在、地番及び地目**

**二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所**

**三 物件に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容**

**四 調書を作成した年月日**

**五 その他必要な事項**

○その他必要な事項は、施行規則第15条 別記様式第9のとおりとしてください。

○物件が建物であるときは、建物の種類、構造、床面積等を記載し、実測平面図を添付してください。また、実測平面図には、建物の耐用年数、利用の現況等を併せて記載してください。

**③ 過失がなくて知ることができないもの（施行規則第17条の6第1号）**

行方不明者等過失がなくて知ることができないものがある場合、施行規則第17条の6第1号の規定により、起業者に過失がないことを証明する書類を添付する必要があります。なお、裁決申請書の添付資料に記載したものと異なるものがあるときは、その旨及びその理由を明らかにしてください。

**④ 積算の基礎を明らかにするもの（施行規則第17条の6第2号）**

積算の基礎を明らかにする書類は必ず添付し、起業者の補償基準等の積算の基礎となる根拠を記載してください（単価の根拠、移転工法など）。

## (5) 参考資料

法に定められている規定はありませんが、参考として次の書類を添付してください。

### ① 裁決申請・明渡裁決申立てに至った理由

※ 交渉経緯を羅列するのではなく、起業者と土地所有者等の主張や争点などを明確にして、簡潔にまとめてください。

### ② 交渉の経過を記録した書類

※ 交渉日、場所、相手方及び起業者出席者などを記載してください。

※ 交渉経過は、経過を箇条書きにしたものを添付してください（交渉記録を全て添付しなくても構いません）。

※ 意向に関する文書を徴している場合など、参考となる資料があれば添付してください。

### ③ 登記記録（全部事項証明書）・住民票・公図等

※ 最新のを添付してください。

※ 相続未了の土地がある場合は、相続書類一式を添付してください（前提登記を要する場合には、裁決申請前に法務局に登記の可否について確認しておいてください）。

### ④ 事業認定告示等の官報等（写）

※ 手続の保留を行っている場合は、手続開始の県報も添付してください。

※ 該当部分をマーカーなどで示してください。

### ⑤ 積算の根拠

- ・ 不動産鑑定評価書
- ・ 土地評価資料
- ・ 物件補償積算資料 など

※ 建物の移転工法など補償の内容が争点となる場合は、起業者の補償方針を明確にして、説明書を添付してください。

### ⑥ 法第28条の2に基づく周知文書など

### ⑦ 現地写真

※ 物件の有無にかかわらず、添付してください。

### ⑧ その他

※ 裁決申請書等の記載事項の根拠資料を添付してください。

- ・ 賃貸借契約書など権利に関する契約書

- ・ 漁業権、鉱業権など登録されている権利が確認できるもの
- ・ 権利の争いの経緯がわかるもの（裁判に関する経緯など）
- ・ 土地所有者等が起業者あてに提出した文書
- ・ 都市計画事業の場合は「事業認定みなし日」の計算 など

## (6) その他

### ① 提出部数

裁決申請書等・・・8部＋市町村数※（委員7部＋事務局1部＋市町村数※）

※ 市町村ごとの書類は、当該市町村に関係がある部分のみとなります。

参考資料・・・・・・・・8部（委員7部＋事務局1部）

※ 実測平面図に関しては、PDF等のデータも提出してください。

※ 多数共有地の場合などは、名簿のデータ（excelファイル）なども提出してください。

※ 多数共有地の相続関係図など参考資料が膨大となる場合は、部数について別途相談願います。

### ② 手数料（法第125条第2項 青森県土地収用法関係手数料徴収条例）

手数料については、法第125条第2項の規定に基づき、青森県土地収用法関係手数料徴収条例（平成12年青森県条例第77号）で定められており、損失補償の見積額（裁決申請及び明渡裁決の申立に係る損失補償見積額を合算）に応じた金額を青森県収入証紙で納付してください（裁決申請と明渡裁決の申立てが同時に行われなときは、裁決申請時に権利取得裁決に係る損失補償額を基準として手数料を納付し、後に明渡裁決の申立て時に不足があれば、不足分を追加納入してください）。

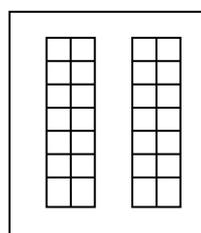
なお、同条例第2条第2項の規定により、起業者が、法第125条ただし書に規定する国又は県とみなされる者である場合、手数料は徴収しません。

損失補償の見積額	手数料
10万円以下の場合	56,400円
10万円を超え 100万円以下の場合	56,400円に、損失補償の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに5,700円を加えた金額
100万円を超え	159,500円に、損失補償の見積額の

500万円以下の場合	100万円を超える部分が10万円に達するごとに7,100円を加えた金額
500万円を超え 2,000万円以下の場合	443,500円に、損失補償の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに7,100円を加えた金額
2,000万円を超え 1億円以下の場合	55万円に、損失補償の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに1万円を加えた金額
1億円を超える場合	75万円

参考：証紙の添付について

※消印のスペースを空けて添付してください。



## (7) Q&A

### Q 1 鑑定評価について

**起業者の見積の他に鑑定評価を行う必要がありますか？**

起業者の見積については、土地評価のほかに必ずしも鑑定評価を徴取する必要はありません。

ただし、収用委員会において裁決する際は、現地調査や起業者の土地評価資料のほかに、起業者提出の鑑定評価書も参考とすることが多いので、鑑定評価を行っている起業者が一般的です。

### Q 2 価格固定について

**権利取得は事業認定時の価格、物件は裁決時の価格としておりますが、起業者見積はどのようにしたらいいのでしょうか？**

土地等に対する補償金は、法第71条において、「事業の認定の告示の時ににおける相当な価格に、権利取得裁決の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額とする。」とされているため、見積においては、事業の認定の告示の時ににおける価格を記載し、欄外に「ただし、上記金額に法定修正率を乗じた額」

などと記載する起業者が一般的です。

また、物件等に対する補償金は、法第73条において、「明渡裁決の時の価格によって算定しなければならない。」とされているため、見積においては、明渡裁決時期を見越した見積額を記載する起業者が一般的です。また、申請後に見積額を変更する必要が生じた場合、意見書により見積額を変更することも可能です（申請時において、後日見積額の変更を行うことが明らかである場合は、その旨記載願います）。

### **Q 3 残地収用について**

**任意交渉において地権者から残地の買取請求がありましたが、裁決申請において残地の収用を含めて申請することは可能でしょうか？**

残地収用は、法第76条において、土地所有者に残地収用請求権が認められておりますが、起業者には認められていませんので、起業者から請求することはできません。

### **Q 4 立木の移転代行又は取得について**

**土地の共有者の一人が行方不明であり、土地に存する立木を移転することが困難なため、起業者において移転又は取得することは可能でしょうか？**

起業者は、法第85条に基づき、移転の代行を要求することができます。ただし、収用委員会は要求が相当であると認められるときに限り、移転代行の裁決を行うこととなりますので、起業者の要求が必ず認められるとは限りません。要求の相当性を判断するに当たっては、工事施行の経済、工法上の合理性、起業者・物件所有者双方の便宜という観点等を考慮します。

また、移転が困難な場合の物件の収用請求権は、法第78条において、物件所有者のみに認めており、起業者の収用請求権は認めていません。ただし、移転料多額の場合（移転料が物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるとき）は、法第79条において、起業者に物件の収用請求権を認めております。

どちらの場合も意見書により要求又は請求することとなります。

### **Q 5 土地調書・物件調書について**

**損失の補償がない物件や裁決前に移転する予定の物件を物件調書に記載する必要はありますか？**

記載する必要があります。

#### **Q 6 スケジュールについて**

##### **裁決申請等から裁決まで、どのくらい時間がかかりますか？**

標準的な裁決は、裁決申請書等を受理した後、縦覧、手続開始決定、審理、裁決というながれになります。裁決までの期間は、争点の内容、審理の状況、権利者の主張、他事業の裁決案件の状況などにより異なりますが、最近の案件では、受理から裁決まで最低半年以上を要することが多いです。

#### **Q 7 相続が発生している場合の土地所有者への補償について**

**収用しようとする土地の所有者が死亡し、相続が発生しています。相続人間で遺産分割は成立していないようなので、各人の補償金額を不明としてよいでしょうか？**

収用手続きにおいて、法第69条の規定により、損失の補償は各人別に行う必要がありますが、同条ただし書の規定により、各人別に見積もることが困難である場合には一括して補償金額を見積もることが認められています。

しかしながら本県では、遺産を巡って現に争いがある等特別な事情がない場合には、法定相続持分に応じて個別払いの裁決を行っていますので、裁決申請前に相続財産に関する相続人の主張を確認してください。

### 3 裁決手続開始の決定

裁決手続開始の決定は、土地の譲渡など処分をすることを制限することなどにより裁決手続における権利者を固定しようとする行政処分です（法第45条の2、法第45条の3）。

裁決手続開始決定の登記時点における権利者を当事者として扱うこととなります（相続人などを除く）ので速やかに必要な登記手続などをお願いします。

※裁決手続開始決定は、権利取得裁決のみとなります（明渡裁決の申立ては含まれません）。

#### (1) 前提登記

収用又は使用しようとする土地が、分筆、地積更正、相続、住所変更などが必要である場合は、裁決手続開始の登記の前提として、土地所有者等に代位して起業者がこれらの登記を行います（収用委員会が作成した裁決手続開始決定書の正本を代位原因証書とします）。

前提登記の完了後は、すみやかに事務局まで連絡してください。

#### (2) 嘱託登記

前提登記が完了した後に、収用委員会による裁決手続開始の登記を嘱託することとなります。

#### (3) 裁決手続開始の登記の抹消

起業者が使用の権利取得裁決に基づき権利を取得した場合などは、収用委員会により裁決手続開始登記の抹消を行う必要があります。権利を取得した場合、すみやかに事務局まで連絡してください（使用裁決の場合、使用期間の完了ではなく、使用権の権利取得が抹消原因となります）。

#### (4) 登録免許税

起業者が、国、地方公共団体そのほかの登録免許税が免除されていない者である場合は、前記(1)から(3)の登記において、2(6)②手数料とは別に登録免許税を負担していただきます。登録免許税相当額の印紙を事務局に提出してください。

## 4 審理及び調査

裁決申請書等の縦覧期間を経過した後、法第46条第1項に基づく審理及び法第65条に基づく調査を行うこととなります。これらの審理及び調査においては、法第65条に基づき起業者に、事業概要及び現地の概況などの説明を依頼しておりますので、ご協力願います。

### (1) 調査

現地における調査では、事業概要、収用対象地の範囲などを起業者から収用委員会委員に説明していただきます。

調査当日以外にも、事務局による事前調査を実施いたしますので、その際もご協力願います。

- 可能な限りビニールテープ、杭、ポールなど収用対象地などを確認できるよう目印をつけてください。
- 資料を配付する場合は、1～3枚程度で見やすいものとしてください。
- 悪天候に備えて、委員7名分の雨具などを用意してください。
- 現地調査箇所が山林や畑などの場合は、委員7名分の長靴などを用意してください。
- 写真撮影、録音などについては、原則お断りしております。

### (2) 審理

審理においては、事業概要、申請に至る経緯、補償金及び権利取得時期・明渡期限など申立ての概要を、起業者から土地所有者及び収用委員会委員に説明していただきます。また、収用委員会委員、土地所有者などから意見や質問があった場合などは、起業者にその場で説明を求めることもあります。

- 審理での写真撮影、録音などについては、原則禁止しております。(青森県収用委員会運営規則13条)

### (3) その他

#### ① 代理人

代理人が審理又は調査に出席する場合は、委任状等を事前に提出してください。(審理会場の都合などにより、起業者の出席人数を制限することもありますので、10人以上出席する場合は、事前に事務局まで連絡してください。)

② 鑑定人又は参考人の旅費及び手当

法第65条第1項第2号及び第3号の規定により、審理若しくは調査のために鑑定人又は参考人に出頭を命じて鑑定などさせた場合は、その旅費及び手当の費用などは、法第126条に基づき起業者の負担としています。(2(6)②手数料とは別に負担していただきます。)

負担方法など詳細について、別途連絡します。

## 5 意見書

意見書は、裁決申請書等の添付書類の記載事項について説明する場合、法第65条第1項第1号により収用委員会から意見書の提出を命じられた場合、審理において損失の補償に関する事項を書面で説明する場合などに提出することができます。

意見書は任意様式で構いませんが、意見書を提出する予定がある場合は、事前に事務局に相談してください。

### ○意見書の例

- ・ 移転料多額の場合の物件収用の請求（法第79条）
- ・ 移転の代行の要求（法第85条1項）

### -土地所有者又は関係人の変更など-

土地所有者の死亡（相続）、住所変更等が判明した場合は、裁決申請書等の記載事項の変更について申立書を提出していただくこととなります。

※ 裁決手続を迅速に行うため、多数共有地などは必要に応じて権利者の移動（死亡・住所変更）を住民票などで確認するようお願いしています。確認する時期は、手続開始決定、審理、裁決などの各手続の前に終わるように行ってください（死亡が確認された場合の相続人の調査なども含む）。

土地所有者が審理前に死亡していたことが審理後に判明した事案や、審理前に判明しても審理開催通知が相続人に送達できなかった事案など、土地所有者に意見陳述の機会を与えていないと認められる場合には、意見陳述の機会を確保するために、審理を再度開催しております（裁決が1～3か月程度遅れます）。

また、裁決前に住所変更したことが裁決後に判明した場合は、裁決の更正を行う場合もあります。

## 6 裁決等

審理の結審後、収用委員会会議において裁決した後、裁決書正本の送達を行います。土地所有者及び関係人が多数である場合には、裁決書正本の送達に1か月以上かかる場合もあります。

裁決内容に誤りがあった場合、審理の結審後裁決までの間に住所変更や相続が発生した場合には、裁決書の更正を行う場合があります。

### (1) 審査請求及び訴訟

収用委員会の裁決に不服がある場合は、法第129条及び第130条第2項の規定により、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して30日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、法第132条第2項の規定により、損失の補償についての不服をこの裁決についての不服の理由とすることはできません。

裁決のうち、損失の補償以外について不服がある場合は、法第133条第1項の規定により、裁決書の正本の送達を受けた日から3月以内に青森県を被告として当該裁決の取消訴訟を提起することができます。

また、損失の補償について不服がある場合は、法第133条第2項及び第3項の規定により、裁決書の正本の送達を受けた日から6月以内に、起業者は土地所有者を、土地所有者は起業者を被告として訴えを提起することができます。

なお、損失の補償についての不服に関しては、当事者訴訟によってのみ争うことができ、裁決の取消訴訟によって争うことはできません。

## 7 資料

### (1) 記載例

#### ① 裁決申請書及び添付資料

- 資料1 裁決申請書（施行規則別記様式第10）・・・・・・・・・・〈1〉
- 資料2 記載事項（任意様式 収用及び使用）・・・・・・・・・・〈2〉
- 資料3 記載事項（任意様式 多数共有地）・・・・・・・・・・〈4〉
- 資料4 土地調書・・・・・・・・・・〈6〉
- 資料5 施行規則第17条第2号イの規定による証明書・・・・・・・・・・〈9〉
- 資料6 施行規則第17条第3号の規定による積算の基礎・・・・・・・・・・〈10〉

#### ② 明渡裁決申立書及び添付資料

- 資料7 明渡裁決の申立て・・・・・・・・・・〈11〉
- 資料8 明渡裁決の申立ての添付資料・・・・・・・・・・〈11〉
- 資料9 記載事項・・・・・・・・・・〈12〉
- 資料10 物件調書・・・・・・・・・・〈14〉
- 資料11 施行規則第17条の6第2号の規定による積算の基礎・・・・〈15〉

### (2) 青森県収用委員会に関する条例等

- ① 青森県土地収用法関係手数料徴収条例・・・・・・・・・・〈16〉
- ② 青森県収用委員会運営規則・・・・・・・・・・〈19〉